

《 補 足 説 明 書 》

徳島県県土整備部営繕課

委 託 業 務 名 R 3 営繕 川口寮 那賀・吉野 新築設計業務

別途発注委託業務 無し

- ・本業務は、重点調査制度の（対象業務・**対象外業務**）である。

1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

2 注意事項

- ・契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。
- ・委託契約書に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載した書面（営繕課指定様式）を2部を直ちに提出すること。

3 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7に規定に基づき落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を2部提出し、係員に内容説明を行った後、係員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

4 成績評定の選択制

当初業務委託料（税込み）が50万円を超え500万円未満の建築工事に係る設計及び工事監理の委託業務は、成績評定の選択制を試行する。

対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（建築）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

なお、履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。

ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が50万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

5 営繕積算システム（RIBC）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム（RIBC）の内訳書数量入力システムLITEの利用料を含んでいる。

6 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録

設計金額が500万円以上の委託業務は公共建築設計者情報システム（PUBDI

S) の業務カルテ登録が必要である。

なお、業務カルテ登録料は設計委託金額に含まれている。

7 設計意図の伝達業務について

設計意図伝達業務は、平成31年国土交通省告示第98号により設計に関する標準業務の一部とされているが、本工事においては、工事着手時に本設計業務の受託者に随意契約により委託することとしているため、本設計業務には含めていない。

また、設計意図伝達業務の予定価格については、この業務が本来は設計に関する標準業務の一部とされており、本設計業務委託の競争性を反映させることが適切と考えられることから、県の積算基準により算定した設計意図伝達業務の設計額に、本設計業務の落札率（本業務の落札額／本業務の予定価格）を乗じた額を上限とするものとする。